

訪問看護契約書

様(以下、「利用者」といいます)

と、訪問看護ステーション ひまわり水戸(以下、「事業者」といいます)は、
訪問看護の利用に関して、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険・健康保険法等の関係法令及びこの契約にしたがい、可能な限りその居宅において、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように主治医の指示に従って訪問看護サービスを提供します。

第2条(契約期間)

1. この契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間の満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、本契約と同一条件をもって、次回の要介護認定の有効期間満了日まで自動延長されるものとします。

第3条(訪問看護計画の作成)

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画書を作成し、訪問看護計画書作成後も当該実施状況の把握に努めます。
2. 訪問看護計画書には、療養上の目標や目標達成の為に具体的なサービス内容を記載します。
3. 訪問看護計画書は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

第4条(訪問看護の内容)

1. 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣して、第3条に定めた「訪問看護計画」に沿って訪問看護を提供します。
2. 前項のサービス従事者は訪問職員です。

第5条(主治医との関係)

1. 事業者は、訪問看護の提供を開始する際は、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治

医と密接な連携を図ります。

第6条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状が急変した場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第7条(連携)

事業者は、訪問看護の提供にあたって、主治医、介護支援専門員および保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条(費用)

1. 事業者が提供する訪問看護の料金やその他の費用は、別記の重要事項説明書に記載します。
2. 利用者は訪問看護サービスの対価として、前項の算定された利用者負担額を、毎月事業者に支払います。
3. 医療保険を利用して訪問看護を行う場合は、交通費の支払いを利用者に請求します。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を

発行いたします。

5. 事業者は、利用者が正当な理由無く訪問看護の利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、別記の重要事項説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

第9条(利用者負担額の滞納)

1. 利用者が正当な理由無く利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、30日以上の間を決めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
2. 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービスの変更、介護保険の公的サービスの利用について必要協議を行うものとします。
3. 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときにはこの契約を文書により解除することができます。
4. 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護のサービスの提供を拒むことはありません。

第10条(料金の変更)

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で、利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

第11条(サービスの中止)

利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日までに連絡することによりサービスの利用を中止することができます。

第12条(契約の終了)

1. 訪問看護はかかりつけ医の指示と利用者、ご家族の希望によって行われます。利用中止の申し出があった場合は、主治医や介護支援専門員など関係者と相談し、中止または終了することができます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は申し出により、この契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合。
 - (3) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

(4) 事業者が、破産した場合。

3. 次の事由に該当した場合は、事業者は直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 利用者が、正当な理由がなくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

(2) 利用者またはその家族が、事業者やサービス従事者等に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。

(2) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

(3) 利用者が死亡した場合。

第13条(秘密保持)

事業者およびその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約が終了した後も同様です。

第 1 4 条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責任によって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 1 5 条(身分証携行義務)

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 1 6 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

* 居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0 2 9 - 3 0 6 - 8 5 8 8

第 17 条（利用者代理人）

利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、
契約に定める権利の行使と義務の履行を代理しておこなわせることができます。

第 18 条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要性が生じたときは、事業者の住所地を管轄
する裁判所を第一審所轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険・健康保険法等の関係
法令に従い、利用者、事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本通を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

事業者名 社会医療法人財団 古宿会

住 所 茨城県水戸市百合が丘町 814-477

管理者 柏崎 典子

説明者

氏 名 _____

令和6年 3月